

令和3年12月15日（水曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	片桐勝元	税務課長
武田新二	建設管理課長	小林博之	商工推進課長
鈴木隆	健康福祉課長	今野育男	高齢者支援課長
眞木立子	子育て推進課長	小林弘之	病院事務長
佐藤肇	学校教育課長	小泉尚	スポーツ振興 課長

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局 局長	東海林茂美	総務 主幹
兼子拓也	総務係 主任	古谷駿幸	総務係 主事

議事日程第5号

第4回定例会

令和3年12月15日(水)

予算特別委員会終了後開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第1 議第56号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)
〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 3 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第4 議第60号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
〃 5 議第61号 寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正について
〃 6 議第66号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
〃 7 議第67号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
〃 8 議第68号 寒河江市中心市街地活性化センターに係る指定管理者の指定について
〃 9 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 10 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第11 議第55号 損害賠償の額を定めることについて
〃 12 議第57号 令和3年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
〃 13 議第58号 令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
〃 14 議第59号 令和3年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
〃 15 議第62号 寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
〃 16 議第63号 寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
〃 17 議第64号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
〃 18 議第65号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
〃 19 議第69号 寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定について
〃 20 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 21 質疑・討論・採決
- 日程第22 議第70号 令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)
〃 23 議案説明
〃 24 委員会付託
〃 25 質疑・討論・採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時50分

- 國井輝明議長** おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
この際、太田陽子議員より発言訂正の申出がありますので、これを許します。太田議員。

- 太田陽子議員** おはようございます。
12月3日の会議において、私の発言に一部誤りがありましたので訂正いたします。
通告番号1番(5)の給付型奨学金の創設についての質問中、「河北町は大学入学時に50万円を8名に貸し付け」と申しあげましたが、正しくは、「河北町は大学入学時に50万円を8名に給付し」であり、訂正をお願いいたします。

- 國井輝明議長** ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。阿部議会運営委員長。

[阿部 清議会運営委員長 登壇]

- 阿部 清議会運営委員長** おはようございます。
本日の会議運営につきましては、12月14日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申しあげます。

初めに、本日追加されます案件について申しあげます。

追加案件は、議第70号令和3年度寒河江市一

般会計補正予算(第7号)の1案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、報告といたします。

- 國井輝明議長** お諮りいたします。
本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

- 國井輝明議長** 日程第1、議第56号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。
予算特別委員長報告を求めます。佐藤予算特

別委員長。

〔佐藤耕治予算特別委員長 登壇〕

○佐藤耕治予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第56号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）であります。

12月9日、委員15名全員出席、当局からは市長をはじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、議第56号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第56号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○國井輝明議長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第56号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○國井輝明議長 次に、日程第4、議第60号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから日程第8、議第68号寒河江市中心市街地活性化センターに係る指定管理者の指定についてまでの5案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○國井輝明議長 日程第9、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。後藤総務産業常任委員長。

〔後藤健一郎総務産業常任委員長 登壇〕

○後藤健一郎総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第60号、議第61号、議第66号から議第68号までの5案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第60号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決

しました。

次に、議第61号寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第67号寒河江市営住宅条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第68号寒河江市中心市街地活性化センターに係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「指定管理者の応募はこの1者しかなかったとのことだが、これまではどうであったのか」との問いがあり、当局より「前回更新時の平成29年は2者の応募がありました」との答弁がありました。

委員より「自主事業による施設の有効活用方策が非常に高い評価となっているが、どのような事業が提案されているのか」との問いがあり、当局より「令和4年度から8年度まで、ほぼ毎月開催となるような計画を提案いただいています。主なものはマルシェ、子供の日の縁日、サマーフェスティバル、寒河江神輿フローライベント祭り、ハロウィン仮装イベント、音楽発表交流会、クリスマスショーなどです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第10、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第60号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議第61号寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の一部改正について、議第66号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について、議第67号寒河江市営住宅条例の一部改正について及び議第68号寒河江市中心市街地活性化センターに係る指定管理者の指定についての5案件を一括して採決いたします。

ただいまの5案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

5案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第60号、議第61号、議第66号、議第67号及び第68号の5案件は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**國井輝明議長** 次に、日程第11、議第55号損害賠償の額を定めることについてから日程第19、

議第69号寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定についてまでの9案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第20、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。鈴木厚生文教常任委員長。

〔鈴木みゆき厚生文教常任委員長 登壇〕

○**鈴木みゆき厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、12月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第55号、議第57号から議第59号、議第62号から議第65号及び議第69号の9案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第55号損害賠償の額を定めることについてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「このたびの事案は主治医が専門外の臓器の病変について画像診断の専門医師によるCT画像診断報告書において指摘されていたものを見落としたものであるということだが、画像診断の専門医師は特定の臓器や分野等を専門とするものではなく全身を診断することができるのか」との問いがあり、当局より「画像診断の専門医師は画像に写っている所見から診断可能と考えられることに関しては網羅的に診断することができます」との答弁がありました。

委員より「夜間救急搬送等で担当医師が専門外の部位についてCTを撮影したものの、診断し切れないような場合には翌日以降に画像専門

医師の診断も加味し最終的な診断を行っているのか」との問いがあり、当局より「当院では、医師が自身の画像診断のみでは不安がある場合など、必要に応じて24時間いつでも画像診断を外部へ委託できるシステムを導入しました。このシステムは、短時間で画像診断の結果が出るものとなっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第57号令和3年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「審査会の回数を減らしたとのことだが、どの程度減らしたのか。また、審査会の回数を減らしたことにより、緊急に介護認定を受けたい方等への影響は出なかったのか」との問いがあり、当局より「今年度の審査会の回数は168回を見込んでおりましたが、10回減少しました。中止した審査会の審査対象者は、更新の方が中心となっており、緊急に介護認定を受けたい方を含む新規の方については審査を行っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第59号令和3年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第62号寒河江市家庭的保育事業等の

設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第63号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第64号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第69号寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第21、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第55号損害賠償の額を定めることについて、議第57号令和3年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議第58号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)、議第59号令和3年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)、議第62号寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議第63号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議第64号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について、議第65号寒河江市国民健康保険条例の一部改正について及び議第69号寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定についての9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第55号、議第57号、議第58号、議第59号、議第62号、議第63号、議第64号、議第65号及び議第69号の9案件は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**國井輝明議長** 日程第22、議第70号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

議 案 説 明

○**國井輝明議長** 日程第23、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

私から、議第70号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯を支援するための子育て世帯等臨時特別支援事業費の計上が主なものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ6億4,027万7,000円を追加し、予算総額を268億123万1,000円とするものでございます。

以上、御説明申しあげましたが、詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

以上でございます。

○**國井輝明議長** 大沼財政課長。

〔大沼利子財政課長 登壇〕

○**大沼利子財政課長** では、議第70号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

私からは歳入について御説明をいたしますので、4ページの事項別明細書を御覧ください。

15款国庫支出金ですが、2項2目2節児童福祉費補助金は、子供1人当たり10万円を支給する子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金で、事務費も含め事業費全額が国から交付されます。

19款繰入金は、このたびの補正予算の財源として財政調整基金繰入金417万円を追加するものです。これにより、令和3年度の財政調整基金繰入金の合計額は5億5,732万2,000円となり、財政調整基金の基金残高は約10億5,900万円の

見込みとなります。

歳入は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○**國井輝明議長** 鈴木健康福祉課長。

〔鈴木 隆健康福祉課長 登壇〕

○**鈴木 隆健康福祉課長** 私からは、歳出3款1項社会福祉費について御説明申しあげます。

資料は5ページを御覧いただきたいと思ます。

1目社会福祉総務費の社会福祉総務事業の扶助費は、この冬の灯油価格等の高騰に伴い、灯油購入費等助成事業の助成対象となる市民税が全員非課税の世帯の中で65歳以上の高齢者のみの世帯や障がい者世帯、独り親世帯、そして東日本大震災による避難者世帯の約1,300世帯の低所得者等の世帯に対しまして、灯油価格が値上がりした割合程度の2,000円を増額し助成を行う分と、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて休業等で収入が減少したことにより、日常生活を立て直すために総合支援資金を借入している生活困窮世帯約150世帯も新たな助成対象世帯とし、これらの世帯に対しましても7,000円の助成を行う分として計上したものでございます。

以上、よろしく御願申しあげます。

○**國井輝明議長** 眞木子育て推進課長。

〔眞木立子子育て推進課長 登壇〕

○**眞木立子子育て推進課長** 3款2項1目の子育て世帯等臨時特別支援事業について御説明申しあげます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯を支援し、子供たちの未来を開く観点から、国の制度に基づき、児童手当所得制限限度額以内の世帯に対して、高校3年生までの児童1人につき現金10万円を支給するものでございます。

当初、国では、年内に現金5万円を給付し、春頃に5万円分のクーポンを支給する方針でし

たが、先日、自治体の判断により年内に10万円全額を一括支給することも認めると、方針が転換されました。

これを受け、本市では、児童手当を受給している世帯約2,700世帯には年内に、それ以外の世帯にもできるだけ早く10万円全額を一括支給する経費を計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

委 員 会 付 託

○**國井輝明議長** 日程第24、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第70号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○**國井輝明議長** 日程第25、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第70号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)に対する質疑はありませんか。月光議員。

○**月光裕晶議員** 現金10万円の給付をしてくださるというので、とても私たち子育て世帯はありがたく思っているところでございます。

先ほどおっしゃられたように、初めは現金5万円で、後からクーポン5万円。その後に、現金5万円を2回に分けるとか、いろいろ情報が出ている中で、私たちにとっては一番ありがたい現金10万円で一括給付になったその決め手と

いいですか、理由をお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 眞木子育て推進課長。

○**眞木立子子育て推進課長** 利用者が一番助かると思った現金で給付することといたしました。

クーポンということにつきましては、地元のお店にとっては大変いいことだとは思いますが、国のほうではクーポンを3月頃から始めると言っておりましたので、利用者にとってはもっと早く入学準備金とか様々なことに使えるということで、現金が一番いいと判断いたしました。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 同じ件に関する質問ですけれども、報道によりますと、所得制限を設けずに支給するという自治体もあるように報道されておりますが、本市はあくまでも国の制限にのっとってするというのでよろしいのでしょうか。

○**國井輝明議長** 眞木子育て推進課長。

○**眞木立子子育て推進課長** 寒河江市では既に保育料の多子世帯の減免ですとか、3歳以上の副食費の無償化、小中学校の給食費の無償化、18歳までの医療費一部負担金の全額助成、また、さがえっこスマイル給付金等、所得制限なく子育て世帯への支援を実施しており、この給付事業につきましては、国が新型コロナウイルスの影響を受けている子育て世帯への支援として臨時的に実施されるものでございますので、国の基準どおり、寒河江市では実施したいと考えております。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。太田陽子議員。

○**太田陽子議員** 先ほど、児童手当受給者には年内ということだったんですけども、児童扶養手当や特別児童扶養手当をもらっている世帯に対しては、同じように年内に支給になるのでしょうか。

○**國井輝明議長** 眞木子育て推進課長。

○眞木立子子育て推進課長 児童手当受給者の方には年内に支給いたします。

○國井輝明議長 ほかに質疑はありませんか。柏倉議員。

○柏倉信一議員 去年国民1人当たり10万円の支給というものがあったわけですが、当時、結構時間的なものが厳しいというようなことで、封筒関係の消耗品を手配するのに大変苦労したという経緯があったはずですが、今回に関しては、新聞報道によれば、我が寒河江市に関しては27日支給の予定というようなことが書かれておったかと思うんですが、そこから換算して、まず物品的な手配は大丈夫なのか、27日に支給をするということを前提にしてですね。それと、事務的にそれに合わせたような配置は整っているという解釈で大丈夫なのか。2つお聞きいたします。

○國井輝明議長 眞木子育て推進課長。

○眞木立子子育て推進課長 物品については間に合うようになっておりまして、人的にも、ほかの課からの助けを借りまして、何とか準備できる見込みでございます。

○國井輝明議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

眞木子育て推進課長。

○眞木立子子育て推進課長 大変申し訳ありません。

先ほど、太田議員への回答で、児童手当受給者と申しましたが、それに加えて、高校生の養育者となっております。

○國井輝明議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時33分

○國井輝明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

眞木子育て推進課長。

○眞木立子子育て推進課長 太田議員に先ほど聞かれたのは、児童扶養手当をもらっている方と

か特別児童扶養手当をもらっている方に関して、年内に支給になるのかということでございましたが、そのことに関しましては、児童扶養手当とか特別児童扶養手当をもらっている方で児童手当も受給している方につきましては年内に支給がありますが、ただ、高校生の子供しかお持ちでない世帯に関しましては、申請が必要となっておりますので、年が明けましてから支給案内を送付して、申請をもらって、こちらのほうで審査した上で給付させていただきたいと思っております。

以上です。

○國井輝明議長 太田陽子議員。

○太田陽子議員 15歳以下で今いろいろな手当、児童手当等が口座振込になっているという方は年内に支給になるということで、高校生に関しては年を越すという理解でよろしいのでしょうか。

○國井輝明議長 眞木子育て推進課長。

○眞木立子子育て推進課長 高校生の子供でも、下に中学生以下のお子さんがある児童手当を受給している方に関しましては年内に支給することができますが、高校生しかいない方につきましては、後日ということになります。

○國井輝明議長 これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第70号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

賛成多数であります。

よって、議第70号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前10時36分

○**國井輝明議長** これにて令和3年第4回寒河江市議会定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。